

奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第二十三号

奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

奈良県附属機関に関する条例（昭和二十八年三月奈良県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表知事の部県内大学生が創る奈良の未来事業審査委員会の項の次に次のように加える。

奈良県自治会等連携補助金選定審査会	奈良県自治会等連携補助金に係る事業についての審査に関する事務
-------------------	--------------------------------

別表知事の部奈良県公の施設指定管理者運営評価委員会の項の次に次のように加える。

旧田原本教職員住宅等使用者選定委員会	旧田原本教職員住宅等使用者の選定に関する重要事項についての審査に関する事務
--------------------	---------------------------------------

別表知事の部県内文化団体つなぐイベント推進補助金審査委員会の項を削り、同部奈良県中小企業会館等宿泊事業者選定委員会の項の次に次のように加える。

御所IC工業団地立地企業選定委員会	御所IC工業団地に立地する企業の選定に関する重要事項についての審査に関する事務
-------------------	---

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。